



鳥取県公報

平成17年 3月25日(金)
号外第40号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業振興地域の指定の一部改正（2件）(212・213)（経営支援課）..... 1
	農業振興地域の区域の変更の一部改正（214）（"）..... 2
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草牧草地の面積等の一部改正（215）（"）..... 3
	県道の路線の認定の一部改正（8件）(216～223)（道路課）..... 5

告 示

鳥取県告示第212号

昭和45年鳥取県告示第721号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
中山地域	平成17年3月28日町合併前の中山町の区域のうち、次の区域を除いた区域 大山隠岐国立公園に係る特別地域、 平成16年鳥取県告示第8号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月28日町合併前の中山町の林班番号13の全部の区域並びに同林班番号7、16、35及び36の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の国有林の林班番号587及び709の一部の区域並び	中山地域	中山町の区域のうち、次の区域（第1号図から第5号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域 大山隠岐国立公園に係る特別地域、 森林法第5条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画（昭和42年12月鳥取県告示第821号）の中山町の林班番号13の全部の区域並びに同林班番号7、16、35及び36の一部の区域並びに昭和45年4月1日現在の国有林の

に駄床及び中山原官行造林地の一部の区域	林班番号87及び1009の一部の区域並びに大谷ほか4及び中山原ほか2の官行造林地全部の区域並びに中山原官行造林地の一部の区域
略	略

鳥取県告示第213号

昭和47年鳥取県告示第887号（農業振興地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
名和地域	平成17年3月28日町合併前の名和町の全域	名和地域	名和町の全域
略		略	

鳥取県告示第214号

昭和46年鳥取県告示第286号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
大山地域	平成17年3月28日町合併前の大山町の区域のうち、次の区域を除いた区域 大山隠岐国立公園に係る特別保護地	大山地域	大山町の区域のうち、次の区域（第1号図から第8号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域

区、特別地域の一部及び集団施設地区、平成17年鳥取県告示第6号で定められた野川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月28日町合併前の大山町の林班番号17、28、29、31、32及び37から39までの全部の区域並びに同林班番号16、19、21、25、27、40、42及び44の一部の区域並びに平成17年1月11日現在の国有林の一部の区域

大山隠岐国立公園に係る特別保護地区、特別地域の一部及び集団施設地区、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画（昭和42年12月鳥取県告示第821号）の大山町の林班番号17、28、29、31、32及び37から39までの全部の区域並びに同林班番号16、19、21、25、27、40、42及び44の一部の区域並びに昭和46年3月31日現在の国有林の一部の区域
 （「第1号図から第8号図まで」は、省略する。）

鳥取県告示第215号

平成10年鳥取県告示第615号（農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改正後				改正前			
郡市名	区	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積（ヘクタール）	農地法第6条第1項第2号の小作地の面積（ヘクタール）	郡市名	区	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積（ヘクタール）	農地法第6条第1項第2号の小作地の面積（ヘクタール）
略				略			
	日吉津村の全域 淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稻吉、大字高井				日吉津村の全域 淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稻吉、大字高井		

	<p>谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津 <u>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、鉾戸、赤松、大山、羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び長野</u></p>	0.5	0.9		<p>谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津 <u>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、鉾戸、赤松及び大山</u></p>	0.5	0.9
	<p>南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 伯耆町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</p>				<p><u>中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成</u> 南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木 伯耆町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</p>		
西伯郡	<p>大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、國信、福尾、上野、末長、<u>下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び栄田</u></p>	0.5	0.8	西伯郡	<p>大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、國信、福尾、上野<u>及び末長</u></p>		
	<p>伯耆町丸山、小林、大原、須村、真野、番原、福岡原、久古、口別所、清原、福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福島、福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福鎌、添谷及び大内</p>	0.5	0.8		<p><u>中山町下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び栄田</u> 伯耆町丸山、小林、大原、須村、真野、番原、福岡原、久古、口別所、清原、福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福島、福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福鎌、添谷及び大内</p>	0.5	0.8
	<p>淀江町大字淀江及び大字西原 <u>平成17年3月28日町合</u></p>				<p>淀江町大字淀江及び大字西原 <u>名和町のうち大字押平</u></p>		

併前の名和町の区域 (大山町押平及び御来屋を除く区域。)				及び大字御来屋を除く区域			
南部町三崎、寺内、田住及び円山	0.5	0.7		南部町三崎、寺内、田住及び円山	0.5	0.7	
伯耆町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長、遠藤、溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、荘、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住				伯耆町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長、遠藤、溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、荘、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住			
略				略			
大山町中高及び田中	0.3	0.8		大山町中高 中山町田中	0.3	0.8	
伯耆町三部				伯耆町三部			
略				略			
大山町押平及び御来屋	0.2	0.7		名和町大字押平及び大字御来屋	0.2	0.7	
略				略			

鳥取県告示第216号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
169	下市停車場線	下市停車場 西伯郡大山町下甲		169	下市停車場線	下市停車場 西伯郡中山町下甲	
略				略			
239	羽田井植松線	西伯郡大山町羽田井 西伯郡大山町田中		239	羽田井植松線	西伯郡中山町大字羽田井 西伯郡中山町大字田	

240	旧奈和西坪線	西伯郡大山町加茂	略	240	旧奈和西坪線	中 西伯郡名和町大字加茂字旧奈和	略
		西伯郡大山町西坪				西伯郡名和町大字西坪	
241	名和名和停車場線	西伯郡大山町名和	略	241	名和名和停車場線	西伯郡名和町大字名和	略
		名和停車場				名和停車場	

鳥取県告示第217号

昭和42年鳥取県告示第683号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
269	松河原名和線	西伯郡大山町松河原		269	松河原名和線	西伯郡中山町松河原	
		西伯郡大山町富長				西伯郡名和町大字富長	
略				略			

鳥取県告示第218号

昭和46年鳥取県告示第425号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後	改 正 前
-------	-------

整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地	整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点					終 点		
277	豊房名和線	西伯郡大山町豊房			277	豊房名和線	西伯郡大山町豊房		
		西伯郡大山町富長					西伯郡名和町大字富長		

鳥取県告示第219号

昭和46年鳥取県告示第661号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前					
整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地	整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点					終 点		
276	高橋下市停車場線	西伯郡大山町高橋			276	高橋下市停車場線	西伯郡中山町高橋		
		下市停車場					下市停車場		

鳥取県告示第220号

昭和47年鳥取県告示第226号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前					
整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地	整理 番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点					終 点		
略				略					
34	倉吉赤碕中山線	倉吉市		東伯郡 琴浦町	34	倉吉赤碕中山線	倉吉市		東伯郡 琴浦町
		西伯郡大山町					西伯郡中山町		
278	下市赤碕停車場	西伯郡大山町下市			278	下市赤碕停車場	西伯郡中山町大字下		

場線	赤碕停車場	略	場線	市	赤碕停車場	略
----	-------	---	----	---	-------	---

鳥取県告示第221号

昭和52年鳥取県告示第456号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点				終 点	
略				略			
36	名和岸本線	西伯郡大山町		36	名和岸本線	西伯郡名和町	西伯郡 大山町
		西伯郡伯耆町				西伯郡伯耆町	
略				略			

鳥取県告示第222号

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点				終 点	
略				略			
54	豊房御来屋線	西伯郡大山町豊房		54	豊房御来屋線	西伯郡大山町豊房	
		西伯郡大山町御来屋				西伯郡名和町大字御 来屋	

略

略

鳥取県告示第223号

平成12年鳥取県告示第258号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経路地	整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経路地
228	赤碕中山イ ンター線	西伯郡大 山町田中	東伯郡琴 浦町大字 梅田		228	赤碕中山イ ンター線	西伯郡中 山町田中	東伯郡琴 浦町大字 梅田	

